

京丹波町中核機関（案）について

○ 趣旨

生活様式や価値観の変化、人口減少、高齢化の進展などによって、家庭や地域住民による支え合いの力が低下している状況にあつて、日常生活に支障がある人の尊厳と権利を守り、成年後見制度の利用を必要とする人が円滑に制度を利用し、その他の支援を必要とする人が必要な支援を受けながら、地域において安心して暮らせるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、その中核となる機関を設ける。

○ 名称と運営

京丹波町の中核機関の名称は、京丹波町成年後見支援センターとし、京丹波町が運営、健康福祉部福祉支援課に事務局を置き、京丹波町社会福祉協議会と事務局を担う。

○ 運営委員会の設置

中核機関（成年後見支援センター）の運営内容、運営状況の評価と事例の原則的な考え方の検討を通じた情報共有、連携強化を図るため、運営委員会を設置する。

委員構成

弁護士・司法書士・社会福祉士・社協職員・町職員

オブザーバー

京都家庭裁判所・京都府

○ 支援調整会議の設置

中核機関（成年後見支援センター）運営委員会に支援調整会議を設け、個別事案における権利擁護に関する支援の必要性の検討や適切な支援内容について検討を行う。成年後見制度の利用による権利擁護支援が必要と判断された場合には、申立方法や支援内容、適切な候補者などについて検討を行う。

委員構成

運営委員会の委員・民生委員・事業所職員・行政職員から事例に応じて参集

○ 地域連携ネットワーク協議会の設置

京丹波町の権利擁護支援に係る地域課題やその解決に向けた協議を行うため、地域連携ネットワーク協議会を設置し、多様な主体の顔の見える関係づくりと安心して暮らせる地域社会づくりを行う。

委員構成

運営委員会の委員・京丹波町地域福祉計画推進委員会の委員・その他

○ 中核機関（成年後見支援センター）の役割

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核となる機関であり、次の役割を担う。

- ◆ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言を確保しつつ、権利擁護支援の内容や検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
 - ・ 主に、運営委員会（支援調整会議）における検討を通じて果たす役割

- ◆ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）
 - ・ 主に、地域連携ネットワーク協議会の運営を通じて果たす役割

○ 地域連携ネットワークが担う機能 ～個別支援を支える機能～

地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職などが担う「支援」機能と家庭裁判所が担う「運用・監督」機能があり、多様な主体が参画し、それぞれの役割を理解し、協力しながら機能を強化する取組を進めることが期待されている。

京丹波町における地域連携ネットワーク(イメージ)

